

<p>廃棄物処理施設等設置等事前協議書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>群馬県知事 へ</p> <p style="text-align: center;">協議者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程第10条第1項の規定により、廃棄物処理施設等の設置等の事前協議をしたいので、関係書類及び図面を添えて提出します。</p>	
事前協議の内容	
廃棄物処理施設等の設置場所	(設置場所全体の面積 m^2)
廃棄物処理施設等の種類	(許可又は承認施設の場合、許可又は承認の年月日及び番号) (年 月 日 第 号)
廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類	
廃棄物処理施設等の処理能力 (最終処分場にあつては埋立地の面積及び埋立容量、積替施設にあつては積替え及び保管を行う場所の面積並びに保管容量)	$m^3/日$ ($m^3/時間$) 処 理 能 力
	$t/日$ ($t/時間$)
	埋立地面積 m^2 埋立容量 m^3
	積替え場所面積 m^2 保管場所面積 m^2 保管容量 m^3
廃棄物処理施設等の処理方式	
※事務処理欄	

(裏面)

添 付 書 類 及 び 図 面	<ol style="list-style-type: none">1 施設計画の概要に関する書類2 協議者の経歴に関する書類3 廃棄物処理施設等の立地の計画に関する書類及び図面4 廃棄物処理施設等の構造等の計画に関する書類及び図面5 廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類及び図面6 廃棄物処理施設等における処理工程図7 周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面（最終処分場にあつては、災害防止のための計画を含む。）8 施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（汚染土壌処理施設にあつては、廃止措置に要する費用の見積額及びその支払が可能であることを説明する書類を含む。）9 生活環境影響調査方法書（生活環境影響調査の実施計画等を記載した書類をいう。）10 周辺地域住民等及び関係市町村との地域理解の促進に関する申立書11 廃棄物処理施設等の設置場所の土地所有者等が発行する事前協議書提出確認書（協議者が当該土地及び建物の所有権の全部を有しない場合に限る。）12 廃棄物処理施設等の設置場所の土地及び建物並びに廃棄物処理施設等の敷地境界から20メートル以内に存する土地及び建物の登記事項証明書13 協議者に関する書類（法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る。））14 その他知事が必要と認める書類
--------------------------------------	---

備考

- 1 事前協議の内容については、廃棄物処理施設等の設置又は承継等、構造若しくは規模の変更又は廃棄物処理施設等において処理する廃棄物等の種類の追加等の別を記入すること。なお、承継等である場合は、譲受け、借受け、合併又は分割の別及びその予定年月日を記載すること。
- 2 廃棄物処理施設等の設置場所については、設置場所の地番及び全体の面積を記入すること。
- 3 廃棄物処理施設等の種類については、一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、実証施設、汚染土壌処理施設又は汚染土壌の積替施設の別を記入するとともに、一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設及び汚染土壌処理施設にあつては、その区分に応じて、次のとおり記入すること。
 - (1) 一般廃棄物の処理施設 し尿処理施設、ごみ処理施設又は最終処分場の別を記入し、さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設又は破碎施設等の別を括弧書きすること。
 - (2) 産業廃棄物の処理施設 脱水施設、焼却施設、中和施設、破碎施設又は最終処分場等の別を記入すること。移動式の場合は、括弧書きすること。
 - (3) 汚染土壌処理施設 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設の別を記入し、さらに、具体的な処理方法を括弧書きすること。
- 4 処理する廃棄物等の種類については、一般廃棄物、特別管理一般廃棄物、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物あるいは汚染土壌の別を記入するとともに、その区分に応じて、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物あるいは特定有害物質の種類と上限濃度等、具体的に記入すること。
- 5 実証施設又は承継等である場合の添付書類及び図面については、知事の指示を受けること。
- 6 当該事前協議書は3部提出し、追加提出について指示を受けること。
- 7 当該事前協議書の提出先は、廃棄物処理施設等の設置場所を管轄する県の事務所とし、管轄が複数にまたがる場合又は移動式である場合は、管轄する任意の県の事務所とする。

事前協議書(変更申出書)に添付する書類及び図面一覧表

I 承継等を除くものに共通する書類及び図面

名 称	表示 内 容	備 考	
1	施設計画の概要に関する書類(別紙1)		
2	協議者の経歴に関する書類(別紙2)	・事業経歴及び過去における廃棄物等処理の事業実績等	
3	廃棄物処理施設等の立地の計画に関する書類及び図面		
	(1) 廃棄物処理施設等の立地の計画に関する書類(別紙3)		
	(2) 周囲の地形、地質及び地下水の状況等に関する書類及び図面	・既存資料を利用すること	
	設置場所の位置図等(移動式にあつては県内駐機場の場所に限る。)		
	(1) 付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺 ・設置場所の敷地境界 ・設置場所からの水路の流末 ・設置場所への搬入路 ・敷地境界から300m、500mの範囲(最終処分場は加えて1kmの範囲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺:1/25,000 ・色塗:水路(青)、道路(茶) ・国土地理院の地図又は国土地理院の承認を得て加工した地図とすること
	(2) 公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺 ・設置場所の敷地境界 ・敷地境界から20mの範囲 ・各筆ごとに地番、地目、地積 ・法定外公共物は、用途、管理者名 ・備え付けられていた場所、転写日(法務局の証明が無い場合に限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・色塗：水路(青)、道路(茶) ・法務局備付けの地図とすること ・敷地境界から20mの範囲に係る土地の全体を表示する必要はないこと
	(3) 周辺の土地利用現況図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺 ・設置場所の敷地境界 ・敷地境界から20m、100m、300mの範囲(最終処分場は加えて500mの範囲) ・設置場所に係る用水路、排水路、搬入路、主な搬入経路の位置及び名称 ・敷地境界から100m以内の道路、河川、公共施設、文教施設、社会福祉施設、他の廃棄物処理施設等その他主な建築物等の位置及び名称 ・放流予定地点及び予定地点から下流500mの範囲 ・敷地境界から1km以内の水道水源 	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺:1/2,500～1/5,000 ・色塗:水路(青)、道路(茶)、公共施設、住宅等についても分かり易くすること ・一級河川及び二車線以上の道路は名称を記載すること
	(4) 周辺の土地利用規制図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺 ・設置場所の敷地境界 ・敷地境界から10m、100mの範囲(最終処分場は加えて500mの範囲) ・敷地境界から100m以内の道路、河川、都市計画(用途地域等)、市町村等の土地利用計画その他法令等の規制の地域及び名称 	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺:1/2,500～1/5,000 ・一級河川及び二車線以上の道路は名称を記載すること
8	施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類(別紙9)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等の融資証明は添付不要であること ・汚染土壌処理施設にあつては処理業省令第2条第2項第30号に規定する書類を含む 	

名 称	表示内容	備 考
9	生活環境影響調査方法書(別紙10)	・生活環境影響調査の実施計画等を記載した書類をいう
10	周辺地域住民等及び関係市町村との地域理解の促進に関する申立書(別紙11)	
11	廃棄物処理施設等の設置場所の土地所有者等が発行する事前協議書提出確認書(別紙12)	・土地及び建物の所有権の全部を有しない場合に限る
12	廃棄物処理施設等の設置場所の土地及び建物並びに廃棄物処理施設等の敷地境界から20メートル以内に存する土地及び建物の登記事項証明書(三月以内に取得したもの)	
	(1) 土地及び建物の明細書(別紙13)	・登記情報提供制度を利用したものは、協議者が制度利用した旨を証明すること ・現在事項証明書、登記事項要約書も可
	(2) 設置場所の土地及び建物の登記事項証明書	
(3) 敷地境界から20m以内の土地及び建物の登記事項証明書		
13	協議者に関する書類(三月以内に取得したもの)	・原本確認を受けることにより複写提出も可
	(1) 法人にあつては定款及び登記事項証明書(法務局の発行した履歴事項証明書に限る。)	・定款の変更、登記未了事項は、議事録写しを提出すること
	(2) 個人にあつては住民票の写し(本籍の記載のあるものに限る)	
14	その他知事が必要と認める書類	

※同一の図面に入らない時は、適宜別の図面とすること。

※変更の場合は、変更後の図面及び書類を作成し、変更点を表示すること。

II 一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、汚染土壌処理施設及び汚染土壌の積替施設であつて最終処分場を除くものは、Iに加えて次の書類及び図面

名 称	表示内容	備 考	
4	廃棄物処理施設等の構造等の計画に関する書類及び図面	・汚染土壌処理施設にあつては処理業省令第2条第2項第21号から第29号までに規定する書類を含む ・施設の構造を明らかにするものであること ・特許取得前等縦覧に適さない書類及び図面には、縦覧用の要約した書類及び図面を添付すること	
	(1) 施設の構造等計画書(別紙4)		
	(2) 施設の配置図		・主要な施設の配置状況
	(3) 施設の平面図		・縮尺
	(4) 施設の立面図		
	(5) 施設の断面図		
	(6) 施設の構造図		
(7) 設計計算書	・処理及び保管の能力並びに公害低減対策		
5	廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類及び図面	・セメント製造施設にあつては処理業省令第3条第4号に規定する書類を含む ・必要に応じ図面等も添付すること	
	(1) 施設の維持管理等計画書(別紙5)		
	(2) 受入確認方法書		・性状分析項目及び方法
(3) 搬出確認方法書	・性状分析項目及び方法		

名 称	表 示 内 容	備 考	
6	廃棄物処理施設等における処理工程図	・汚染土壌処理施設にあつては処理業省令第2条第2項第31号に規定する書類を含む	
	廃棄物等の受入から搬出に至る過程のフローチャート		
7	周辺地域の生活環境の保全に関する計画を説明するための書類及び図面	・処理に伴い生ずる排ガス、排水、騒音、振動、悪臭の状況	
	(1) 生活環境保全対策計画書(別紙7)		
	(2) 処理系統図		・排ガス、粉じん、排水及び悪臭の回収系統図 ・縮尺、湿潤区域、集じん区域、回収系統
	(3) 構造図		・縮尺 ・公害防止設備、回収系統設備の構造
	(4) 設計計算書		・公害防止設備、回収系統設備の選定にあたり参考としたもの

※同一の図面に入らない時は、適宜別の図面とすること。

※変更の場合は、変更後の図面及び書類を作成し、変更点を表示すること。

※図面及び書類は縦覧対象であるため、特許等縦覧に適さない書類及び図面には、縦覧用の要約した書類及び図面を別途作成し、あわせて添付すること。

IV 実証施設にあつては I (生活環境影響調査方法書を除く)及びIIに加えて次の書類及び図面

14	その他知事が必要と認める書類	
	(1) 試験計画に関する書類	
	(2) 試験責任者及び試験従事者の履歴書	
	(3) 試験等の期間を説明する書類	
	(4) 試験等の規模(取り扱う廃棄物の量等)を説明する書類	
	(5) 試験工程表及び物質収支表	
	(6) 試料、燃料及び試験後物に関する書類	
	(7) 試験等に関する収支計画書	
	(8) 廃棄物処理施設等の設置場所の関係市町村及び周辺地域住民等との調整状況	
	(9) 誓約書	

※同一の図面に入らない時は、適宜別の図面とすること。

※変更の場合は、変更後の図面及び書類を作成し、変更点を表示すること。

※図面及び書類は縦覧対象であるため、特許取得前等縦覧に適さない書類及び図面には、縦覧用の要約した書類及び図面を別途作成し、あわせて添付すること。

別紙記載上の留意点

※記載欄について、電子データにより作成する場合は、適宜拡大若しくは縮小、又は行の挿入若しくは削除を行って差し支えない。直接書き込む場合は、書ききらない事項を別葉として差し支えない。

※使用文字について、電子データにより作成する場合は、明朝系又はゴシック系フォントとし、原則 10pt 以上の文字を使用する。直接書き込む場合は、楷書体とすること。

施設計画の概要に関する書類

I 事前協議の概要

1 事前協議を行うに至った概要の説明

--

2 処理施設の使用形態

自己処理に供して使用	処理業に供して使用	実証・実験のために使用
------------	-----------	-------------

3 事前協議の種別（新設、既設の別等）

新 設	承 継 [<input type="checkbox"/> 譲受け、 <input type="checkbox"/> 借受け、 <input type="checkbox"/> 法人の合併、 <input type="checkbox"/> 法人の分割]
	施設計画の構造変更 [<input type="checkbox"/> 設備の更新、 <input type="checkbox"/> 改造・増設、 <input type="checkbox"/> 位置の変更、 <input type="checkbox"/> 敷地の拡張]
	施設計画の能力変更 [<input type="checkbox"/> 能力の増加、 <input type="checkbox"/> 廃棄物等の種類の追加、 <input type="checkbox"/> 処理時間の延長]
	施設計画の使用形態の変更 []
	その他 []

※施設計画の変更の場合は、主な内容（設備、能力、廃棄物等の種類、処理時間等）を記載すること。

変更内容	変 更 前	変 更 後

4 この事前協議書の記載内容に関する問い合わせに応じられる担当者

役 職・氏 名	(連絡先の電話番号 — —)
---------	-----------------

II 設置等を行う施設の概要

1 一般廃棄物の処理施設、産業廃棄物の処理施設、産業廃棄物の積替施設、汚染土壌処理施設及び汚染土壌の積替施設であって最終処分場を除くもの

(1) 処理の概要

--

(2) 処理設備の概要、設置基数等

処理設備の名称	基数	メーカー・型式等	備考

(3) 処理能力、処理する廃棄物等の種類

施設の種類	処理能力	廃棄物等の種類	備考
	[] m ³ ・t / 時間		
	[] m ³ ・t / 日 [] 時間		
	[] m ³ ・t / 時間		
	[] m ³ ・t / 日 [] 時間		
	[] m ³ ・t / 時間		
	[] m ³ ・t / 日 [] 時間		
	[] m ³ ・t / 時間		
	[] m ³ ・t / 日 [] 時間		

(4) 上記施設に関する保管施設の面積・保管容量

処 理 前 保 管				処 理 後 保 管			
	保管面積	保管容量	廃棄物等の種類		保管面積	保管容量	廃棄物等の種類
1	m ²	m ³		A	m ²	m ³	
2	m ²	m ³		B	m ²	m ³	
3	m ²	m ³		C	m ²	m ³	
4	m ²	m ³		D	m ²	m ³	
5	m ²	m ³		E	m ²	m ³	

2 最終処分場であるもの

(1) 施設の種類

<input type="checkbox"/> 遮断型、 <input type="checkbox"/> 安定型、 <input type="checkbox"/> 管理型	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物、 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物、 <input type="checkbox"/> 汚染土壌
--	---

(2) 埋立方式

<input type="checkbox"/> サンドイッチ方式	<input type="checkbox"/> 即日覆土(土砂による)	(上端)最終覆土 [] cm
<input type="checkbox"/> セル方式	<input type="checkbox"/> 即日覆土([] による)	中間覆土 [] cm
<input type="checkbox"/> [] 方式	<input type="checkbox"/> []	(下端)保護層 [] cm

(3) 廃棄物等の種類

--

(4) 処理能力

最終処分場の面積	[] m ² () m ²	廃棄物等の埋立容量	[] m ³ () m ³
埋立地の面積	[] m ² () m ²	埋立地の埋立容量	[] m ³ () m ³

※面積・容量の変更の場合は、変更後の値を記入し、() 内には変更前の値を記入すること。

(5) 処理設備の概要、設置基数等

処理設備の名称	基数	メーカー・型式等	備考

3 産業廃棄物の積替施設及び汚染土壌の積替施設であるもの

(1) 積替場所の概要

積替場所の面積	積み替える廃棄物等の種類
[] m ²	

(2) 保管場所の面積・容量

	保管面積	保管容量	廃棄物等の種類		保管面積	保管容量	廃棄物等の種類
1	m ²	m ³		5	m ²	m ³	
2	m ²	m ³		6	m ²	m ³	
3	m ²	m ³		7	m ²	m ³	
4	m ²	m ³		8	m ²	m ³	

III 操業計画の概要

1 施設の運営に関する計画

事業場の操業時間 (通常の勤務)	週 [] 日 操業	日 [] 時間 操業 [] 時 ~ [] 時				
	月 [] 日 操業					
施設等の稼働時間 (施設・車両の稼働)	週 [] 日 稼働	日 [] 時間 稼働 [] 時 ~ [] 時				
	月 [] 日 稼働					
廃棄物等の処理時間 (処理に要する時間)	週 [] 日 処理	日 [] 時間 処理 [] 時 ~ [] 時				
	月 [] 日 処理					
最終処分場の 埋立予定期間	[] 年 [] 月 ~ [] 年 [] 月 [] 年間 ~ () 年 () 月 () 年間					
1 日の搬入及び搬出 の平均的な予定並び にその時間帯	【搬入】	[] m ³ ・t / 日 (搬入車両 [] 台 / 日) [] 時 ~ [] 時				
	【搬出】	[] m ³ ・t / 日 (搬出車両 [] 台 / 日) [] 時 ~ [] 時				
事業場に常勤する 従業員等の人数	役員	使用人	事務員	作業員	その他	合計
	人	人	人	人	人	人

2 処理後物の処理又は再利用状況 (積替施設の場合は処理を積替と読み替える)

処 理 前		処 理 後			
廃棄物等の種類	処理方法	処理後物の 種類 (名称)	発生量	処理又は再利用の 具体的な方法	処理又は再利用先の 具体的な名称及び所在地

○最終処分場の場合

覆土用土砂 の確保状況	確保量	[] m ³	[] m ³	[] m ³
	確保方法			
	保管場所			

○周辺整備計画 (道路の拡幅、敷地の緑化率など)

<input type="checkbox"/> 搬入路の新設、 <input type="checkbox"/> 既設道路の拡幅・待避場設置、 <input type="checkbox"/> 既設道路の舗装、 <input type="checkbox"/> 交通安全施設設置	
※敷地の緑化率	[] %、緑化面積 [] m ² / 敷地面積 [] m ²

(別紙2)

協議者の経歴に関する書類

1 主な事業経歴

年 月 日	業 務 経 歴

2 主な廃棄物等処理の実績

--

3 関連会社の主な廃棄物等処理の実績

--

(別紙3)

廃棄物処理施設等の立地の計画に関する書類

1 設置場所の立地基準適合状況（該当する欄に○を入れる）

(1) 都市計画関係

都市計画区域	市街化区域	用途地域
都市計画区域外	市街化調整区域	

(2) 特に静穏の配慮が必要な自然環境保全地域等の調査結果（敷地境界から100m以内の存在）

重要文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物、登録記念物、伝統的建造物群保存地区（文化財保護法）	特別緑地保全地区（都市緑地法）
国立公園、国定公園（自然公園法）、県立公園（県条例）	生息地等保護区（種の保存法）
風致地区（都市計画法）	鳥獣保護区（鳥獣保護法）
原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（自然環境保全法）群馬県自然環境保全地域、緑地環境保全地域（県条例）	景観計画区域、景観地区（景観法）
いずれの地域等も存在しません	

(3) 特に静穏の配慮が必要な施設等の調査結果（敷地境界から100m以内の存在）

学校、専修学校、各種学校（学校教育法）	小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型老人共同生活援助事業所、老人短期入所施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（老人福祉法）
児童自立生活援助事業を行う住居、小規模住居型児童養育事業を行う住居、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所支援施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業所（児童福祉法）	母子福祉施設（母子及び寡婦福祉法）
病院、入院施設を有する診療所、入所施設を有する助産所（医療法）	公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法）
公民館（社会教育法）	介護老人保健施設（介護保険法）
図書館（図書館法）	サービス付高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律）
救護施設、更生施設、医療保護施設、宿所提供施設（生活保護法）	障害福祉サービスを行う事業所（自立訓練、短期入所、共同生活介護、施設入所支援、共同生活援助に限る。）、障害者支援施設、福祉ホーム（障害者自立支援法）
博物館、博物館相当施設（博物館法）	
婦人保護施設（売春防止法）	いずれの施設等も存在しません

(4) 適正な配慮が必要な施設等の調査結果（敷地境界から20m以内の存在）

保健所（地域保健法）	検疫所（検疫法）
児童家庭支援センター（児童福祉法）	知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法）
入院施設を有しない診療所、入所施設を有しない助産所（医療法）	老人デイサービスセンター、老人福祉センター、老人介護支援センター（老人福祉法）
身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設、身体障害者更生相談所（身体障害者福祉法）	更生保護施設（更生保護事業法）
授産施設（生活保護法）	障害福祉サービスを行う事業所（(3)に掲げるものを除くもの）、地域活動支援センター（障害者自立支援法）
授産施設、隣保館等の施設（社会福祉法）	
	いずれの施設等も存在しません

(5) 災害防止等のために保全を図る必要のある区域等の調査結果（敷地境界から10m以内の存在）

砂防指定地（砂防法）	工業用水道施設専用の土地（工業用水道事業法）
市町村の消防水利施設（消防法）	宅地造成工事規制区域（宅地造成等規制法）
県又は水防管理団体の水防施設（水防法）	河川区域（河川法）
国、県又は土地改良区の用排水機、地下水源利用設備（土地改良法）	急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
保安林、保安林予定森林、保安施設地区、保安施設地区予定地区（森林法）	土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）
水道施設専用の土地（水道法）	気象等観測・通報施設の土地
地すべり防止区域（地すべり等防止法）	国、地方公共団体、土地改良区が設置するため池、防風林等
公共下水道、流域下水道、都市下水路施設の専用の土地（下水道法）	
	いずれの区域等も存在しません

(6) 生活環境の保全を図る必要のある地域等の調査結果（設置場所が含まれないこと）

公共用地、土地利用計画のある土地	
農用地区域内の農地（農振法）	いずれの地域等も存在しません

○最終処分場の場合

(7) 他の最終処分場との近接調査結果（敷地境界から 1 km 以内の存在）

最終処分場（許可・届出から廃止までの間にあ るもの）の敷地	公共・公営の最終処分場計画地
事前協議中の最終処分場計画地	いずれの最終処分場も存在しません

○焼却施設、最終処分場の場合

(8) 生活環境の保全に特に適正な配慮の必要のある地域等の調査結果（敷地境界から 100m以内の存在）

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用 地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高 層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居 地域、準住居地域	公営住宅団地
	いずれの地域等も存在しません

2 設置場所周辺の住民の状況

50 m以内の世帯数	戸	敷地境界から （世帯主） 最も近い世帯	m
300 m以内の世帯数	戸		

3 設置場所周辺の住宅以外の建築物の状況（敷地境界から 300 m以内）

建築物の名称	設置場所からの およその距離	建築物の名称	設置場所からの およその距離
	m		m
	m		m
	m		m
	m		m
	m		m

4 設置場所への主たる搬入経路（最寄りの国道又は県道から設置場所までの搬入経路の名称を記載）

--

5 設置場所からの排水先概要（設置場所から一級河川までの流路の名称を記載）

処理施設の排水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
洗浄水等の排水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
生活雑排水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
敷地内の雨水	放流・地下浸透・無(回収含む)	
敷地外の雨水	放流・地下浸透・無(回収含む)	

○放流又は地下浸透がある場合

6 設置場所周辺の水道水源の状況（おおむね5km以内、表流水の取水は下流側に限る。）

水道水源名（又は所在地）	設置者	取水方法	取水河川名	設置場所からのおおよその距離
				m
				m
				m

7 設置場所周辺の地下水及び湧水の状況（おおむね500m、湧水は下流側に限る。）

地下水及び湧水の 利用状況	個人利用	戸（うち飲用施設	戸）
	民間施設	施設（うち飲用施設	施設）
	公共施設	施設（うち飲用施設	施設）

8 放流予定地点の状況及び放流予定地点から500m以内の水利権者、水利用者の状況

放流地点の所在地	放流河川等名称	利用の形態	水利権者及び水利用者の名称又は氏名

9 設置場所内の法定外公共物等の状況

赤線・赤道・里道といわれるもの	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り（おおよその面積	m ² 、管理者	）
青線・水路といわれるもの	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り（おおよその面積	m ² 、管理者	）
無地番・未登記といわれるもの	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り（おおよその面積	m ² 、管理者	）

(別紙4)

廃棄物処理施設等の構造等の計画に関する書類

【施設全体に関すること】

基本的な構造等	建屋の状況	
	事業場の周囲の囲い等	
	掲示板等の表示場所	
	管理事務所	
	洗車場及び駐車場	
	消火設備	
	雨水の流入防止設備	
	雨水の排水設備	

施設・設備に関する構造 (法に定める基準)	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対する構造耐力上の安全性	
	処理能力に応じた廃棄物受入設備等	
	腐食防止の措置	
	設備の表示場所	
	処理に適した設備の概要	
	処理を管理する設備(計測機器)	
	性状分析の設備	
廃棄物等の管理場所	飛散・流出防止設備等	
	床・地盤面の構造	
	区画及び仕切り	
	保管場所の設備	
	保管区画の表示等	
	処理後物の貯留設備	
	処理後物の表示等	
	火災検知設備	
公害防止設備	集じん・湿潤設備	
	悪臭回収・脱臭設備	
	騒音防止設備	
	振動防止設備	
	排水処理施設の構造	
	地下浸透防止の構造	
安全設備	作業環境保全の設備	
	廃棄物等の崩落防止	
	腐敗防止の設備	
	感染予防・消毒設備	

※続紙は、施設ごとに作成すること。

※設置許可を要しない施設にあつては、許可を要する同種の施設に準じた項目を記載すること。

※汚染土壌処理施設にあつては、処理業省令第 2 条第 2 項第 21 号から第 29 号まで（埋立処理施設にあつては処理業省令第 2 条第 2 項第 21 号から第 27 号まで及び第 29 号）に規定する書類を含むこと。

(別紙5)

廃棄物処理施設等の維持管理等の計画に関する書類

【施設全体に関すること】

基本的な維持管理等	建屋の出入り口	
	事業場の周囲の囲い等	
	掲示板等の表示	
	管理事務所	
	洗車場及び駐車場	
	消火設備	
	雨水の流入防止設備	
	雨水の排水設備	

施設・設備に関する維持管理等 (法に定める基準)	機能点検の概要	
	廃棄物受入量の管理	
	害虫の防除	
	設備の表示	
	処理に適した設備の点検・保守方法	
	処理を管理する設備(計測機器)の点検・検定	
	性状分析の設備の点検・検定	
廃棄物等の管理方法	飛散・流出防止の措置	
	床・地盤面の点検	
	区画及び仕切りの点検	
	保管場所の点検・清掃	
	保管区画の表示等	
	処理後物の貯留設備の点検・清掃	
	処理後物の表示等	
	火災検知設備の点検	
公害防止措置	粉じん測定の方法	
	臭気測定の方法	
	騒音測定の方法	
	振動測定の方法	
	水質測定の方法	
	地下浸透防止の管理	
安全確保	作業環境保全の設備	
	廃棄物等の崩落防止	
	腐敗防止の措置	
	感染予防・消毒措置	

※施設ごとに作成すること。

※設置許可を要しない施設にあつては、同種の許可を要する施設に準じた項目を記載すること。

※セメント製造施設にあつては、処理業省令第3条第4号に規定する書類を含むこと。

(別紙7)

生活環境保全対策計画書

	周辺生活環境に影響を及ぼすおそれのある項目	発生源	具体的な対策方法
大気汚染			
水質汚濁			
騒音			
振動			
悪臭			
地下水その他			

(別紙9)

施設計画に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

(1) 施設の設置等に要する資金

用地費	
造成費	
建物費	
工作物費	
機械装置費	
重機備品費	
その他	
計	

(2) 施設の維持管理に要する年間費用

保守管理費	
電気代、水道代、燃料費等	
人件費	
その他	
計	

(3) 資金の調達方法

自己資金	
制度融資	
金融機関借入	
その他	
計	

※用地費は、権利登記等の抹消費用も含めること。最終処分場にあつては、所有権又は使用する権原を登記するための費用を含めること。

※施設の維持管理に要する年間費用は、運営初年度分を計上すること。

※資金の調達方法は、(1)と(2)の合計額とすること。

※金融機関等の融資証明を添付する必要はないこと。

※汚染土壌処理施設にあつては、廃止措置に要する費用の見積額及びその支払が可能であることを説明する書類を含む。

(別紙 1 1)

地域理解の促進に関する申立書

年 月 日

群馬県知事

殿

(協議者)

住 所

氏 名

廃棄物処理施設等の設置等に関し、周辺地域住民等及び関係市町村との地域理解の促進に向け、次のとおり誠実に対応することを申し立てます。

1 説明会の開催

規程第 1 4 条の規定に基づき説明会を実施する場合には、次に掲げる周辺地域の住民その他廃棄物処理施設等の設置等に関し生活環境保全上の利害を有する者に対して、事前協議書の内容を周知するための説明会を速やかに開催いたします。

市町村名				
周辺地域名				

※周辺地域名は、市町村が設置する行政区等を単位とする区域。行政区等がない地域は字の区域。

2 合意書の取得

規程第 2 2 条の規定に基づき合意書提出の指示があった場合には、次に掲げる事項及び地域調整において合意に至った事項に関して合意書の取得を行います。

第 1 協議者は、事業計画を変更した場合及び生活環境影響調査を終了した場合は、説明会を開催すること。

第 2 協議者は、事前協議が終了した場合であっても、乙の求めに応じて、着工前、着工後、完成後又は稼働後において説明会を開催すること。

第 3 土地所有者等は、下記の廃棄物処理施設等に係る説明会に出席し、事業計画の説明を受けたこと。

第 4 土地所有者等は、甲が生活環境影響調査のため、乙が権原を有する土地又は建物等に立ち入り、又は観測器具等を設置する必要があるときは、当該土地又は建物等の使用に協力すること。

第 5 第 1 及び第 2 に定める事項のほか、協議者は、事前協議書及び見解書の内容を遵守するとともに、この合意が締結された以後においても周辺地域住民等に誠実ある対応をすること。

第 6 その他の合意事項

3 生活環境保全協定の締結

規程第 2 3 条に基づき関係市町村長又は周辺地域内の住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められた場合には、協定締結に向け誠実に対応します。

(別紙12)

事前協議書提出確認書

年 月 日

(協議者)

住 所

氏 名

様

(土地所有者等)

住 所

氏 名

印

協議者が、設置等を計画している下記の廃棄物処理施設等について、私は、1から3に掲げる事項を確認しました。

- 1 協議者が、下記の廃棄物処理施設等の設置等を計画していること。
- 2 協議者が、群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程（以下「規程」という。）第10条の規定による事前協議書を知事に提出すること。
- 3 規程により、下記の廃棄物処理施設等の設置等の計画が公告されるとともに、規程に基づくその他の手続が実施される予定であること。

記

施設 の 概 要	事前協議の内容			
	廃棄物処理施設等の種類			
	処理する廃棄物等の種類			
施設 の 設 置 場 所	土地の地番 (建物番号)	地 目 (階層)	地 積 (床面積)	土地所有者等の住所及び氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

備考

- 1 この書面は、設置場所の土地及び建物の所有者並びに使用権限を有する者が、事前協議書の提出を確認するためのものである。
- 2 この書面は、規程により今後実施される手続において、意思表示したことはない。
- 3 この書面は、所有する物権その他の権利に関し、確認以外の効力を有しない。

実証施設：(1) 試験計画に関する書類

1 試験を行うに至った経緯
(別紙1-1) I 1のとおり

2 試験の目的 (実証する研究の概要)

--

3 試験データの評価方法

--

4 跡地の使用方法

--

5 その他 (実証試験結果の廃棄物処理等への活用方法など)

--

実証施設：(5) 試験工程表及び物質収支表

- 1 試験の全体工程図（研究を除き、地域調整から、設置、実証、考察・評価、撤去に至るまで）

--

- 2 フィールド試験工程図（実証施設を用いた試験の工程図）

--

- 3 一試験の工程図（複数試験がある場合は、試験の種類ごとに標準的な工程図）

--

- 4 試験の回数、延長の可能性

--

- 5 物質収支表

別途資料を添付すること。

実証施設：(6) 試料、燃料及び試験後物に関する書類

1 使用燃料等

燃料使用予定量	
燃料保管場所・保管量	
電力使用予定量	
発電施設の設置・発電量	
上水道の使用予定量 (地下水を含む)	
下水道の使用予定の有無	

2 試料(廃棄物・添加物)の搬入・保管、処理後物の保管・搬出

受入元(提供元)	
受入予定量	
購入費、負担する者	
運搬する者	
運搬費、負担する者	
保管場所	
保管量(面積・量) (品目ごとに記載)	

3 処理後物の利用がある場合

処理後物の保管場所	
処理後物の保管量 (面積・量)	
処理後物の搬出先	
処理後物の搬出予定量	
処理後物の運搬する者	
運搬費、負担する者	

※必要に応じて、別紙又は資料を添付すること。

実証施設：(8) 廃棄物処理施設等の設置場所の関係市町村及び周辺地域住民等との調整状況

年 月 日

群馬県知事 殿

(協議者)
住 所

氏 名

実証施設の設置場所	
周辺地域名	

※周辺地域名は、市町村が設置する行政区等を単位とする区域。行政区等がない地域は字の区域。

1 関係市町村との調整状況

市町村・担当課	
説明した内容	
その回答	

2 周辺地域住民等との調整状況

周辺地域住民等	
説明した内容	
その回答	

3 生活環境保全協定の締結

関係市町村長又は周辺地域内の住民から生活環境の保全に関する協定の締結を求められた場合には、協定書の写し

実証施設：(9) 誓約書

誓 約 書

群馬県知事 殿

私（当法人）は、試験研究を行うための実証施設の設置等に関し、下記の事項について誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

記

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の規定を遵守します。
 - ・ 「規制改革・民間開放推進三か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）についての基準を遵守します。（平成 18 年 3 月 31 日環廃産発第 060331001 号）
 - (1) 営利を目的としません。
 - (2) 試験研究の期間は、試験研究を行う上で最も短い期間とし、取り扱う廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量とします。
 - (3) 生活環境の保全上支障が生じないように行います。
 - ・ 群馬県廃棄物処理施設等の設置等に関する事前協議規程に係る産業廃棄物の積替施設、実証施設及び汚染土壌の積替施設の施設計画に関する基準を遵守します。（群馬県基準）
 - (1) 実証試験及び試験（以下「試験等」という。）は、廃棄物等の処理に関して新技術を開発するために行うもの、廃棄物処理施設等の能力を検証するために行うもの又は脱炭素社会の実現、気候変動適応若しくは循環型社会の形成に資する廃棄物等の再資源化に関する検証を行うものであって、営利を目的としないものであること。
 - (2) 協議者は、実証施設を稼働させる者であること。ただし、複数の者が共同で試験等を行う場合は、その代表者とする。
 - (3) 試験等に他人から提供を受けた廃棄物等を用いる場合は、いかなる名目によるかを問わず、試験等に要する費用を賄うに足りる額を超える金銭を受け取ってはならないこと。
 - (4) 試験等の安全性等を評価するために、必要最小限の期間及び規模が定められていること。
 - (5) 試験等に関する計画及び基礎的なデータが確立されており、試験等の具体的な目的及び方法並びにその評価方法が定められていること。
 - (6) 実証施設は、廃棄物等を安全かつ適切に処理することができる技術的水準に達していること。
 - (7) 協議者は、月ごとの試験等の内容及び試験等の収支については翌月十日までに、試験等の期間を通じて得られた結果及び評価並びに試験等の収支については試験等を終了（中止を含む。以下同じ。）した月の翌月末までに知事に報告を行うこと。
 - (8) 試験等の終了後の廃棄物は、協議者が排出者となり、法に定める基準に従って適正に処分されるものであること。また、試験後の土壌は、協議者が搬出者となり、土壌汚染対策法に定める基準に準じて適切に処分されるものであること。
 - (9) 試験等の終了後は、次の要件に該当する場合を除き、試験関係施設を撤去し試験等の前の原状に戻すこと。ただし、試験等の関係施設を廃棄物処理施設等として使用する予定である場合には、改めて事前協議を行い、手続が終了するまでの間、試験等の関係施設を稼働できないよう必要な措置を講じること。
- イ 法第八条の二第五項又は法第十五条の二第五項に規定する施設使用前検査を受検することができる施設である場合
- ロ 規程第三十二条第一項に規定する完成検査を受検することができる施設である場合
- ハ 現に他の目的に使用している施設であつて、廃棄物等の処理を行わない施設である場合